

## 自家用自動車有償貸渡事業(レンタカー事業)に関するよくある質問とその回答(FAQ)

Q. 個人事業主でも申請は可能ですか。

A. 可能です。申請書類と併せて住民票の原本の提出が必要となります。

Q. 申請に当たり費用等は掛かりますか。

A. 申請に係る手数料等はありませんが、許可後、登録免許税 9 万円を金融機関もしくは税務署にて納付いただく必要がございます。

Q. 申請書を提出してからどのくらい時間がかかりますか。

A. 1 か月程標準処理期間を設けております。しかし、申請書の補正等を依頼した場合は、1 か月より伸びる可能性もございます。

Q. 申請書を提出するにあたり、先に使用する車両を確定させておく必要はございますか

A. 必要ございません。

Q. 法人でレンタカー事業を行う場合、登記簿謄本の目的欄へどのように記載すればよいですか？

A. 「自家用自動車有償貸渡事業」、「レンタカー事業」といった形でレンタカー事業を行うことが分かるような記載をお願いします。

Q. 整備管理者の選任は必要ですか？

A. マイクロバスを 1 台以上所有する場合又は自家用車を 10 台以上所有する場合は必要となります。

Q. 車両をレンタカー用途(「わ」「れ」ナンバー)にしたいですが、どのような手続きが必要ですか？

A. レンタカーの許可を有していない場合、まずはレンタカーの許可申請が必要となります。既にレンタカーの許可を有しており、レンタカー事業者証明書を所有している場合は、レンタカー事業者証明書の写しを登録書類に添付して登録手続きをお願いします(輸送課での手続きは不要です)。既にレンタカーの許可を有しており、レンタカー事業者証明書を所有していない場合は、事業用自動車等連絡書の発行手続きが必要となりますので、車検証の写し(※)を持って輸送課にお越しください。

※新車の場合は諸元表等で諸元が確認できるもの、もしくは、完成検査済証等車体番号が確認できるもの)をお持ちください。なお、電子車検証の場合は IC チップを読み取り、「自動車検査証記録事項」を印刷し、お持ちください。

Q. レンタカー事業者証明書の交付はどのようにすればよいですか？

A. レンタカー事業者証明書交付申請書をご記入いただき、輸送課へご提出をお願いします。発効

までに1週間～2週間程度お時間を要します。

【様式】

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/rent-a-car-syoumeisyosinnsei.pdf>